## まえがき

この報告書は、平成18年度に実施した健康保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

この調査は、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険の被保険者について、その年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得るため、昭和41年度から実施され、今回で41回目を数えるに至っている。

この調査結果は、健康保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、また受診率や医療費等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば、誠に幸いである。 最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた健康保険組合の担当者の方々及び 関係者各位に対し、深く感謝の意を表する次第である。

平成19年12月

厚生労働省保険局調査課長

石原 公一郎

# 目次

# まえがき

第	1 :	章	調查の	)概要 ————————————————————————————————————
第 2	2:	章	調査約	昔果の概要
	1	•	加入者の	D年齢構成 ————————————————————————————————————
•	2			者の年齢構成1
;	3		被扶養者	<b>香の年齢構成1</b>
2	4			8別扶養率1
ļ	5			M月額別扶養率 ————————————————————————————————————
	_			頁階級別扶養率 ————————————————————————————————————
,	7		年齢階級	及別平均標準報酬月額 ————————————————————————————————————
8	8		年齢階級	及別平均標準賞与額2
9	9			及別平均総報酬額2
1	0			者の年齢階級別標準賞与額 O 円の割合3
1	.1			及別、被保険者期間別構成等 —————————————————————3
1	2		業態別被	按保険者構成割合、扶養率等 ————————————————————————————————————
1	.3			皮保険者構成割合、扶養率等 —————————————————————3
				音の推移について3
				R険者について3
1	6	•	コーホー	- トによる続柄別扶養率の分析について4
第:	3 :	章	統計表	₹
	1	•	政府管導	<b>                                      </b>
		第	1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額 — 4
		第	2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額 ————————————————————5
		第	3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額
		第	4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額 — 6
		第	5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額 ————————————————————————————————————
		第	6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額 7

	第7表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、	<b>5</b> .0
	<b>烘</b> 0 <b>=</b>	平均年齢、被扶養者数及び扶養率	<del></del>
	第8表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比 ————————————————————————————————————	82
	第9表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、	
	<i>toto</i>	被保険者数及び平均年齢 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	88
	第10表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数 ————————————————————————————————————	—— 92
	第11表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数 ――――	94
	第12表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数	—— 96
	第13表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数 ————————————————————————————————————	102
	第14表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数 ————————————————————————————————————	102 108
	第15表	世界の標準員子級、被外後有数 被保険者-被扶養者別・年齢階級別、加入者数 ————————————————————————————————————	——114
	第16表	被保険者 一被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	——115
2.	組合管掌係	<b>連康保険(抽出率 1/500) ———————————————————————————————————</b>	——117
	第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額 ————————————————————————————————————	——119
	第2表	<ul><li></li></ul>	——119 ——120
	第3表	<ul><li></li></ul>	——120 ——126
	第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額 ————————————————————————————————————	——132
	第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額 ————————————————————————————————————	
	第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額 ————————————————————————————————————	143
	第7表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	
	第8表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比 ————————————————————————————————————	——152
	第9表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	——158
	第10表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、	
	<b>第11</b>	似1人食有效	——162 ——164
	第11表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	<del>164</del>

第12表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、	
	被扶養者数 ————————————————————————————————————	166
第13表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、	
	平均標準報酬月額、被扶養者数 ——————	<del>172</del>
第14表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、	
	平均標準賞与額、被扶養者数 ———————	<del>178</del>
第15表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別、加入者数 —————	184
第16表	被保険者-被扶養者別・年齢階級別、脱退者数 —————	185

# 第1章 調査の概要

#### 1. 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 調査対象は、平成18年10月1日現在の政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険の被保険者(健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を除く。以下「被保険者」という。)並びに、政府管掌健康保険にあっては平成17年10月から平成18年9月までの間に処理した被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者(以下「異動した者」という。)とし、組合管掌健康保険にあっては、平成18年10月中に異動した者とする(ただし、任意継続の加入者を除く。)。
- (2) 調査客体は、政府管掌健康保険にあっては被保険者及び異動した者とも10分の1、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合(支部を有する健康保険組合にあっては支部)ごとの被保険者を500分の1、異動した者については50分の1で系統抽出した者とする。

#### 3. 調査時点

調査時点は、被保険者は平成18年10月1日現在、異動した者は、政府管掌健康保険にあっては平成17年10月から平成18年9月までの間、組合管掌健康保険にあっては平成18年10月中とした。

#### 4. 調査票及び調査事項

調査票は、別に掲げる様式によった。調査事項は調査票に記載した事項とした。

#### 5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行った。

# 第2章 調査結果の概要

本調査では、政府管掌健康保険(以下「政管」という。)にあっては10分の1、組合管掌健康保険(以下「組合」という。)にあっては500分の1の抽出率で抽出した被保険者(政管1,933,569人、組合30,589人)及び政管、組合についてそれぞれ10分の1、50分の1の抽出率で抽出した異動した者(政管927,905人、組合9,971人)について集計を行った。

なお、平成18年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	1)/2
政管健保	19, 549, 197	1, 933, 569	10. 1
組合健保	15, 355, 920	30, 589	502. 0

<sup>※</sup>被保険者数については速報値である。

### 1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者(被保険者及びその被扶養者)の年齢構成について、わが国の総人口と比較したものが表1及び図1である。

健康保険の加入者の年齢構成は総人口と比較すると若く、その中でも組合の年齢構成は政管よりもさらに若くなっている。

総人口を基準としてみると、20歳未満では、総人口の18.7%に対し、政管は22.2%、組合は25.1%とともに高く、また、20歳以上40歳未満でも総人口の26.8%に比べ、政管33.5%、組合36.5%と高くなっている。

しかし、40歳以上65歳未満では、総人口の33.7%に対し、政管は36.1%と高いが、組合は34.4%と同程度となっている。さらに65歳以上75歳未満の高齢者では、総人口の11.3%に対し、政管4.5%、組合2.3%となり、75歳以上についてみても、総人口9.5%に対し、政管3.6%、組合1.7%と低くなっている。

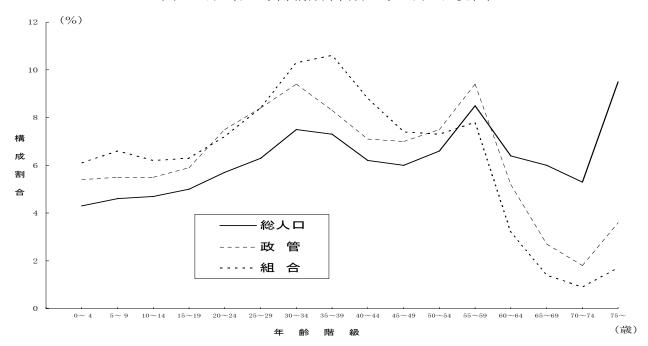
また、年齢5歳階級別にみてみると、政管では60歳未満、組合では55歳未満の年齢階級で総人口における構成割合を上回っているが、それ以降の年齢階級では総人口における構成割合が政管及び組合を上回っている。

表1 総人口及び健保加入者の年齢構成(平成18年10月1日現在) (単位:%)

   年 齢 階 級	総人口	健 康	保険
		政 管	組合
総数	100.0	100.0	100.0
0~ 4歳	4.3	5. 4	6. 1
0~ 2 (再掲)	2.5	3. 2	3. 5
5∼ 9	4.6	5. 5	6.6
10~14	4. 7	5. 5	6. 2
15~19	5.0	5. 9	6. 3
小計 (0~19)	18. 7	22. 2	25. 1
20~24	5. 7	7. 5	7. 2
25~29	6. 3	8.4	8.4
30~34	7. 5	9.4	10.3
35~39	7.3	8.3	10.6
小計 (20~39)	26.8	33. 5	36. 5
40~44	6. 2	7. 1	8.8
45~49	6.0	7.0	7.4
50~54	6.6	7. 5	7. 3
55~59	8.5	9.4	7.8
60~64	6. 4	5. 2	3. 2
小計 (40~64)	33. 7	36. 1	34. 4
65~69	6.0	2. 7	1.4
70~74	5. 3	1.8	0.9
小計 (65~74)	11. 3	4. 5	2.3
75歳以上	9. 5	3.6	1.7

(注)「総人口」は、総務省統計局「平成18年10月1日現在推計人口」 を用いている。

図1 加入者の年齢構成(平成18年10月1日現在)



#### 2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成8年と平成13年~平成18年 までの6年間の推移を示したのが表2である。

20歳未満の構成割合は、以前は高校、大学進学率の向上等の影響によって政管、組合ともに減少傾向にあったが、近年は政管、組合ともに概ね横ばい状態であり、男女計についてみると、平成18年には、政管、組合ともに0.8%となっている。

20歳以上40歳未満の年齢構成は、近年政管は増加傾向、組合は減少傾向にあり、平成18年には、政管は44.4%で平成8年よりも0.1ポイント増加、組合は50.6%で平成8年よりも1.8ポイント減少している。

また、40歳以上65歳未満の年齢構成は、近年政管、組合ともに緩やかな減少傾向にあり、 平成18年には、政管49.5%、組合46.3%となっている。

65歳以上75歳未満の年齢構成をみると、政管は近年減少傾向にあったが、平成18年は増加し4.2%、一方の組合は増加傾向にあり2.1%となっている。

75歳以上の年齢構成をみると、平成18年には、政管1.1%、組合0.2%で、政管は増加傾向、組合は横ばい状態である。

男女別にみると、政管の男子では30歳以上35歳未満の割合が最も高く13.6%、次に55歳以上60歳未満の13.0%となっており、政管の女子では25歳以上30歳未満の割合が最も高く13.9%、次に55歳以上60歳未満の12.2%となっている。一方組合の男子では、35歳以上40歳未満の割合が最も高く14.8%、次に30歳以上35歳未満の14.0%となっている。女子では、25歳以上30歳未満の割合が最も高く18.7%、次に高いのが30歳以上35歳未満の17.7%となっており、その2つに25歳未満の階級を加えた35歳未満の割合で5割近くを占めている。

なお、平均年齢は、政管、組合ともに長期的に上昇傾向にあり、平成18年には、政管の総数は平成8年よりも0.9歳上昇して43.3歳、組合の総数は平成8年よりも1.4歳上昇して41.1歳となっている。

平成18年の男女別の平均年齢は、政管の男子が44.3歳、女子が41.8歳、組合の男子が42.4歳、女子が37.7歳であり、組合の方が政管よりも男女間の年齢差が大きくなっている。

# 表 2 被保険者の年齢構成(各年10月1日現在)

# (1)政管

(単位:%)

年齢階級	平成	13年	14年	15年	16年	17年		18年			
一一一一一一一一	8年	13+	14+	134	104	11+	総数	男子	女子		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
15~19	1.7	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	1.1		
20~24	12. 1	9.2	8.8	8.4	8. 2	8. 1	8.0	6. 1	11. 1		
25~29	12. 1	14.0	13.9	13.6	13. 2	12.6	12.2	11. 1	13.9		
30~34	9.2	11.2	11.7	12. 3	12.8	13.0	13. 1	13.6	12. 1		
$35 \sim 39$	9.2	9.3	9.6	9.9	10.2	10.5	11.2	11.9	9.9		
小計 (20~39)	44. 3	43.8	43.9	44. 1	44. 4	44. 2	44. 4	42.8	46. 9		
40~44	10.5	9.6	9.7	9.7	9.7	10.0	9.8	9.8	9. 7		
$45 \sim 49$	13.8	10.6	10.2	10. 1	10. 1	10.0	9.9	9.6	10.5		
$50 \sim 54$	10.3	13.4	13.0	12. 2	11.4	10.8	10.4	10.2	10.8		
$55 \sim 59$	9.6	9.7	10. 1	10.8	11.4	12. 1	12.7	13.0	12.2		
60~64	6.5	6.5	6.7	6.8	7.0	6. 9	6.6	7.7	4.8		
小計 (40~64)	50.7	49.7	49.8	49.6	49.6	49.8	49. 5	50.4	48. 1		
$65 \sim 69$	3. 1	3. 1	3.0	2. 9	2. 7	2. 7	2.8	3.4	1.9		
$70 \sim 74$	1.2	1.4	1.4	1. 3	1.3	1.3	1.3	1.5	1.0		
小計 (65~74)	4.3	4. 5	4.4	4. 2	4.0	4.0	4. 2	4. 9	2. 9		
75歳以上	0.7	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1. 1	1.2	1.0		
平均年齢 (歳)	42. 4	42. 9	43.0	43.0	43. 1	43. 2	43.3	44. 3	41.8		

<sup>(</sup>注) 平成8年及び平成13年から平成17年までの数値は、男女総数の年齢構成である。

# (2)組合

年齢階級	平成	13年	14年	15年	16年	17年		18年	
一一一一一一	8年	13+	14+	134	104	17+	総数	男子	女子
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15~19	1.3	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.7	1.0
20~24	12.7	8.6	7.9	7.5	7.6	7.4	7.6	5.8	12.0
25~29	16.7	16.0	15. 5	14. 5	14. 2	14. 1	13.6	11.5	18.7
30~34	11.9	14.4	14.9	16.0	15. 7	16.0	15. 1	14.0	17.7
35~39	9.9	12.0	12.5	13. 1	13. 4	13. 4	14. 4	14.8	13.4
小計 (20~39)	52.4	51.0	50.8	51.0	51.0	50.9	50.6	46.0	61.8
40~44	10.0	10. 1	10.7	10.9	11. 3	11.8	11.8	12.4	10.3
45~49	13. 3	10.8	9.8	10.2	10. 1	9. 9	10.2	11.0	8.2
50~54	10.3	12.7	12.6	11.6	10.8	9. 9	9. 7	10.5	7.7
55~59	8.4	9. 1	9.3	9.4	9.6	10. 2	10.5	11.7	7.5
60~64	3.8	3.8	4.2	4.3	4.6	4. 3	4. 2	5.0	2.3
小計 (40~64)	45.9	46. 5	46.7	46.4	46. 4	46. 2	46. 3	50.5	36.0
65~69	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1. 5	1. 5	1.8	0.8
$70 \sim 74$	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.2
小計 (65~74)	1.5	1.7	1.7	1.8	1.8	2.0	2. 1	2.6	1.0
75歳以上	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
平均年齢 (歳)	39. 7	40.6	40.8	40. 9	40. 9	40. 9	41. 1	42. 4	37. 7

<sup>(</sup>注) 平成8年及び平成13年から平成17年までの数値は、男女総数の年齢構成である。

#### 3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成8年と平成13年~平成18年までの6年間の推移を示したのが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は、近年、政管、組合ともに増加の傾向を示しており、平成18年には、政管47.7%、組合50.1%となっている。20歳以上40歳未満の割合は、平成18年には、政管20.6%、組合21.8%であり、近年、政管はほぼ横ばい状態、組合は概ね減少傾向となっている。

平成18年の40歳以上65歳未満の割合は、政管では平成8年よりも0.5ポイント増加して20.2%、組合では平成8年よりも0.2ポイント増加して22.3%となっている。

65歳以上75歳未満の割合は、平成18年には政管は4.9%で減少傾向、組合は2.5%で増加傾向となっている。

また、75歳以上の割合は、平成8年と比較すると政管は0.4ポイント増加して6.6%、組合は0.4ポイント減少して3.3%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成(各年10月1日現在)

### (1)政管

年齢階級	平成 8年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~4歳	11.3	11. 9	11.6	11.6	11.7	11.7	11.8
0~2 (再掲)			7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
$5 \sim 9$	11.6	11.8	11.4	11.6	11.7	11.8	12.0
10~14	13.0	12. 3	11.8	11.7	11.8	11.9	12. 1
15~19	13.0	12.4	12.5	12. 5	12. 2	12.0	11.9
小計 (0∼19)	48.9	48.4	47.2	47.4	47.4	47.4	47.7
20~24	6.8	5. 9	7.2	7.0	7. 1	7. 1	6.8
25~29	4. 2	4.3	4.6	4.3	4.2	4. 1	3. 9
30~34	4. 3	4.9	5.0	5. 1	5. 1	5. 1	5. 1
35~39	4. 1	4. 2	4.3	4.4	4.5	4.5	4.8
小計 (20~39)	19. 4	19. 3	21.0	20.8	20.9	20.9	20.6
40~44	3.9	3. 7	3.8	3.8	3.8	3.9	3.8
45~49	4. 7	3.8	3. 7	3.6	3.6	3.5	3. 5
50~54	3. 7	5. 2	5.0	4.8	4.4	4.2	4.0
55~59	3.8	4.0	4. 1	4.4	4.8	5. 1	5.5
60~64	3.6	3.4	3.4	3. 5	3.6	3.6	3. 5
小計 (40~64)	19. 7	20. 2	19.9	20. 1	20.2	20.3	20.2
65 <b>~</b> 69	3.0	2.9	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5
70~74	2.9	2. 7	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
小計 (65~74)	5. 9	5.6	5. 2	5. 1	4.9	4.9	4.9
75歳以上	6.2	6. 5	6.6	6.5	6.5	6.5	6.6

# (2)組合

年齢階級	平成 8年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~4歳	11. 3	12.0	12. 1	12.7	12. 3	12.6	12. 3
0~2 (再掲)			7. 1	7.6	7.2	7.5	7. 1
$5 \sim 9$	11.5	11.6	12.4	12.3	12. 7	12. 7	13. 3
10~14	13.0	12.0	12. 1	11.9	12. 1	12. 2	12.5
15~19	13.6	13.0	12.7	12.8	12.0	12. 1	12.0
小計 (0∼19)	49. 4	48.6	49.3	49.7	49. 1	49.6	50.1
20 <b>~</b> 24	7. 5	7.4	6.9	7.0	7. 1	6. 9	6.8
25~29	4. 2	4. 1	3.9	3. 7	3. 5	3. 1	3. 1
30~34	5. 3	5. 9	5.9	6.0	6. 1	6.0	5. 3
35~39	5. 1	5.6	5.9	6. 1	6. 2	6. 1	6.6
小計 (20~39)	22.0	23. 1	22.6	22.8	22. 9	22. 1	21.8
40~44	5. 4	5. 1	5.4	5.4	5.6	5. 7	5. 7
45~49	6. 7	5. 3	5.0	4.8	4.8	4.8	4.6
50~54	5.0	6.4	6. 1	5. 7	5. 3	5. 1	4.9
55~59	3. 2	3. 5	3.8	4. 1	4.4	4.8	5.0
60~64	1. 7	1.9	1.9	2.0	2. 3	2. 2	2. 1
小計 (40~64)	22. 1	22. 2	22.3	21.9	22.4	22.6	22. 3
65~69	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.3
70~74	1.5	1.2	1.0	1. 1	1. 1	1. 1	1.2
小計 (65~74)	2.8	2.5	2.3	2.3	2. 3	2.4	2.5
75歳以上	3. 7	3.6	3.6	3. 3	3. 3	3. 3	3.3

次に、平成18年における続柄別の被扶養者の年齢構成を示したのが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は政管56.1%、組合57.9%である。子の大多数は20歳未満であって、20歳以上の子は政管8.6%、組合7.9%となっている。配偶者の割合は政管が32.6%、組合が36.5%であり、政管は55歳以上60歳未満、組合は35歳以上40歳未満の階級が最も多くなっている。直系尊属は政管10.7%、組合4.9%であり、いずれも60歳以上の割合が大多数を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。特に75歳以上に関しては政管6.3%、組合2.9%と直系尊属の5割以上を占めている。

また、その他の被扶養者(兄弟等)は政管、組合とも1%未満であり、政管では各層に分布しているが、組合では75歳以上の割合が多い。

表 4 被扶養者の続柄別年齢構成(平成18年10月1日現在)

			政 管					組合		
年齢階級	総数	子	配偶者	直系 尊属	その他	総数	子	配偶者	直系 尊属	その他
総数	100.0	56. 1	32.6	10.7	0.6	100.0	57. 9	36. 5	4. 9	0.7
0~4歳	11.8	11.7	0.0	0.0	0. 1	12.3	12.3	0.0	0.0	0.0
0~2 (再掲)	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	7. 1	7. 1	0.0	0.0	0.0
$5 \sim 9$	12.0	11.9	0.0	0.0	0.0	13. 3	13. 3	0.0	0.0	0.0
10~14	12.1	12. 1	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0
15~19	11.9	11.8	0.0	0.0	0.0	12.0	11.9	0.0	0.0	0.0
20~24	6.8	6. 1	0.6	0.0	0.0	6.8	6.4	0.4	0.0	0.0
25~29	3.9	1.5	2.3	0.0	0.0	3. 1	1.2	1.9	0.0	0.0
30~34	5. 1	0.6	4.4	0.0	0.0	5. 3	0.2	5. 1	0.0	0.0
35~39	4.8	0.2	4. 5	0.0	0.0	6.6	0.1	6. 5	0.0	0.0
40~44	3.8	0.1	3. 7	0.0	0.0	5. 7	0.0	5.6	0.0	0.0
45~49	3.5	0.0	3. 4	0.0	0.0	4.6	0.0	4.6	0.0	0.0
50~54	4.0	0.0	3. 9	0. 1	0.0	4.9	0.0	4.8	0.1	0.0
55~59	5. 5	0.0	5.0	0.4	0. 1	5.0	0.0	4.8	0.2	0.0
60~64	3.5	0.0	2.7	0.7	0.0	2. 1	0.0	1.8	0.3	0.0
65~69	2.5	0.0	1.2	1.2	0.0	1.3	0.0	0.8	0.5	0.0
70~74	2.4	0.0	0.5	1.9	0.0	1.2	0.0	0.2	0.9	0. 1
75歳以上	6.6	0.0	0.3	6.3	0.0	3. 3	0.0	0. 1	2. 9	0.3

#### 4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数(扶養率)の平成8年と平成13年から平成18年までの6年間の推移を示したのが表5であり、平成18年の総数をグラフにしたのが図2である。

平成18年の総数の扶養率は、政管は0.839、組合は0.970となっており、ともに減少傾向にある。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は政管は40歳以上45歳未満、組合は45歳以上50歳未満で一定となっている。平成18年の扶養率の傾向をみると、25歳未満では政管は0.1程度、組合は0.1未満となっており、25歳以上からは年齢の上昇とともに増加し、45歳前後でピークとなり、50歳以降は徐々に減少している。

次に、平成18年の男女別、年齢階級別扶養率をみてみると、男子については、年齢の上昇とともに扶養率も増加し、政管、組合ともに45歳以上50歳未満でピークとなり、その扶養率は政管1.996、組合2.123である。それ以上は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は政管1.228、組合1.314となっている。女子の扶養率は、政管、組合ともに40歳以上45歳未満がピークで、その扶養率は政管0.408、組合0.301となっており、平均扶養率は、政管0.195、組合0.133である。

表 5 年齢階級別扶養率(各年10月1日現在)

#### (1)政管

年齢階級	平成	13年	14年	15年	16年	17年		18年	
一一一一一一一	8年	13+	14+	154	104	17+	総数	男子	女子
総数	0.897	0.840	0.891	0.875	0.867	0.855	0.839	1. 228	0. 195
15~19歳	0.018	0.031	0.030	0.028	0.029	0.026	0.025	0.042	0.007
20~24	0.093	0. 104	0. 116	0. 117	0.114	0.110	0. 107	0. 201	0.021
25~29	0.405	0.346	0. 367	0.360	0.355	0.350	0.345	0. 552	0.070
30~34	1.032	0.859	0.874	0.832	0.815	0. 796	0. 786	1. 101	0. 198
35~39	1.531	1. 332	1. 335	1. 291	1. 248	1. 204	1. 173	1. 578	0.362
40~44	1.618	1. 515	1. 544	1.500	1. 443	1. 406	1. 360	1. 928	0.408
45~49	1.391	1. 364	1. 461	1. 428	1.418	1. 374	1. 336	1. 996	0.332
50~54	0. 981	0. 988	1. 096	1. 084	1.093	1. 097	1. 075	1. 628	0. 215
55~59	0.699	0.697	0. 793	0.799	0.814	0.809	0. 786	1. 148	0. 144
60~64	0.651	0.646	0.696	0.696	0.706	0.709	0.704	0. 932	0. 105
65~69	0.627	0.622	0.646	0.649	0.643	0.642	0. 639	0.831	0.081
70~74	0.540	0. 532	0.546	0. 543	0.540	0. 542	0.540	0.729	0.042
75歳以上	0.410	0. 389	0. 397	0. 390	0. 385	0.388	0. 391	0. 580	0.030

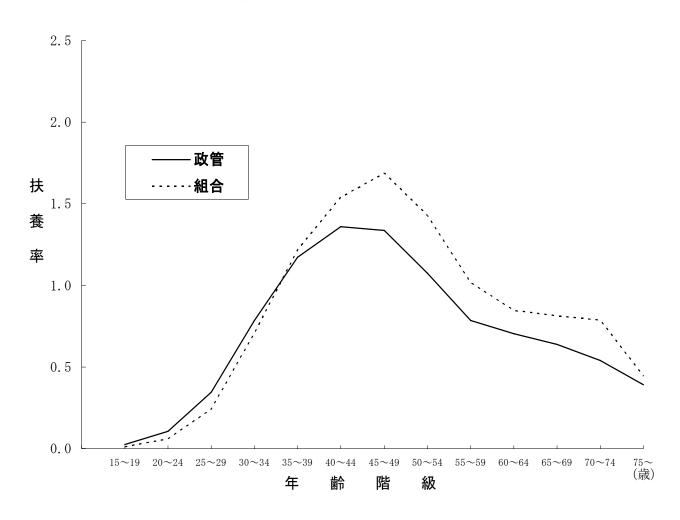
(注) 平成8年及び平成13年から平成17年までの数値は、男女総数の扶養率である。

# (2) 組 合

年齢階級	平成	13年	14年	15年	16年	17年		18年	
十四四四次	8年	15+		194	104	17+	総数	男子	女子
総数	1.081	1. 051	1.049	1.050	1. 015	0. 992	0.970	1. 314	0. 133
15~19歳	0.010	0.020	0.009	0.006	0.044	0.020	0.012	0.019	0.000
20~24	0.048	0.083	0.050	0.063	0.056	0.066	0.060	0.100	0.012
25~29	0. 269	0. 268	0. 273	0. 270	0. 267	0. 253	0. 242	0.380	0.036
30~34	0.999	0.819	0.816	0.791	0.740	0.742	0.707	1.014	0.118
35~39	1.678	1. 464	1. 427	1. 371	1. 293	1. 226	1. 217	1. 596	0. 198
40~44	2.062	1.829	1.800	1. 753	1. 674	1. 589	1. 540	1. 964	0.301
45~49	1.924	1.839	1.842	1. 796	1.754	1.730	1. 688	2. 123	0. 275
50~54	1.454	1. 444	1. 451	1. 490	1. 451	1. 452	1. 427	1.806	0. 167
55~59	1.045	1.030	1.022	1.069	1.064	1.070	1. 017	1. 254	0.112
60~64	0.834	0.885	0.884	0.878	0.904	0.890	0.846	0. 997	0.067
65~69	0.766	0. 799	0. 792	0.838	0.848	0.853	0.815	0. 951	0.057
70~74	0.633	0.688	0.694	0.620	0.826	0.722	0. 788	0.878	0.048
75歳以上	0.585	0. 519	0. 453	0. 375	0. 438	0. 333	0. 444	0. 590	0.067

(注) 平成8年及び平成13年から平成17年までの数値は、男女総数の扶養率である。

図2 年齢階級別扶養率(平成18年10月1日現在)



次に、平成18年における続柄別の扶養率を被保険者の年齢階級別に示したのが表6である。 年齢階級別総数における続柄別の扶養率をみると、子は政管0.471、組合0.561、配偶者は 政管0.273、組合0.354、直系尊属は政管0.089、組合0.048、その他は政管0.005、組合0.007 となり、概ね組合の方が高くなっているが、直系尊属の扶養率は政管の方が高くなっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは政管は40歳以上45歳未満の0.926、組合は45歳以上50歳未満の1.128である。配偶者の扶養率は政管の場合ピークが2度あり、1度目は35歳以上40歳未満で0.306、2度目は65歳以上70歳未満の0.495となっている。一方、組合の場合は山型をなしており、そのピークは70歳以上75歳未満で0.710となっている。直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークは政管、組合ともに50歳以上55歳未満となり、それぞれ0.162、0.106である。その他(兄弟等)の扶養率は、政管、組合ともに年齢が高くなるにつれて概ね高くなっている。

表6 被保険者の年齢階級別扶養率(平成18年10月1日現在)

			政 管					組合		
年齢階級	総数	子	配偶者	直系 尊属	その他	総数	子	配偶者	直系 尊属	その他
総数	0.839	0.471	0. 273	0.089	0.005	0.970	0. 561	0.354	0.048	0.007
15~19歳	0.025	0.008	0.010	0.005	0.002	0.012	0.000	0.000	0.008	0.004
20~24	0.107	0.054	0.041	0.010	0.003	0.060	0.032	0.024	0.003	0.001
25~29	0.345	0. 199	0. 122	0.021	0.003	0.242	0. 129	0. 101	0.011	0.001
30~34	0.786	0.497	0. 242	0.044	0.003	0.707	0.441	0. 246	0.017	0.003
35~39	1. 173	0.782	0.306	0.082	0.003	1. 217	0.792	0. 387	0.035	0.003
40~44	1.360	0.926	0.305	0. 125	0.004	1.540	1. 028	0.442	0.063	0.007
45~49	1.336	0.883	0. 289	0. 158	0.006	1.688	1. 128	0. 474	0.075	0.011
50~54	1.075	0.606	0. 299	0. 162	0.008	1.427	0.818	0. 489	0.106	0.014
55~59	0.786	0. 283	0.353	0.142	0.009	1.017	0.368	0.543	0.093	0.013
60~64	0.704	0. 135	0.468	0.092	0.009	0.846	0. 143	0.633	0.055	0.015
65~69	0.639	0.077	0.495	0.058	0.009	0.815	0.085	0.664	0.054	0.011
$70 \sim 74$	0.540	0.052	0. 447	0.030	0.011	0.788	0.057	0.710	0.010	0.010
75歳以上	0.391	0.035	0. 337	0.008	0.010	0. 444	0.037	0.389	0.000	0.019

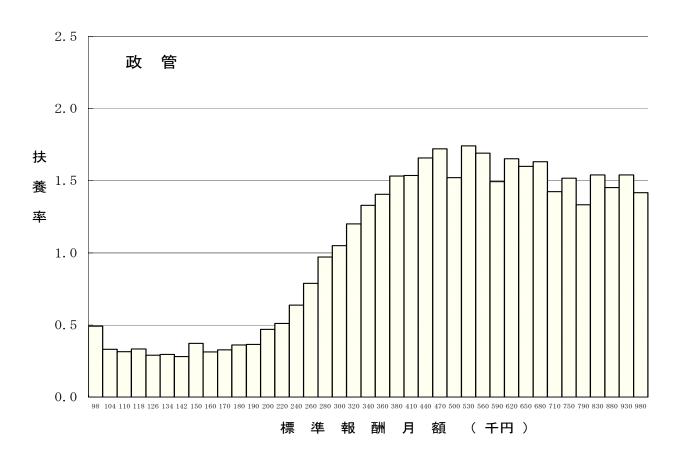
### 5. 標準報酬月額別扶養率

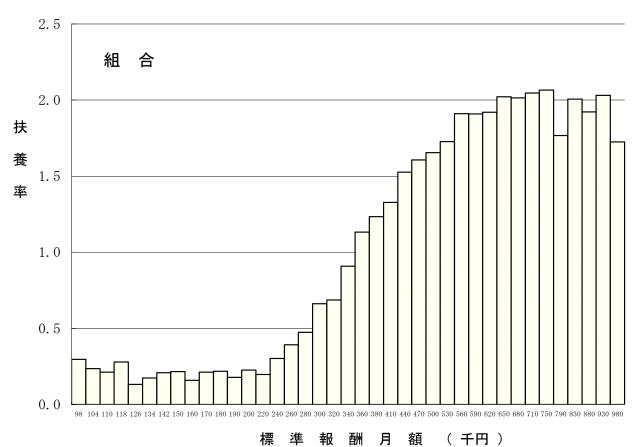
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男子についてみると、政管、組合とも標準報酬月額の上昇につれて扶養率も増加する傾向にあり、最も高いのは、政管で標準報酬月額53万円の1.875、組合で標準報酬月額75万円の2.160である。女子も男子と同様、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も概ね増加傾向にあるが、増加の度合はなだらかである。

表 7 標準報酬月額別扶養率 (平成18年10月1日現在)

標準報酬月額	12 1	政 管			組合	
保护取例方做	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子
総数	0.839	1. 228	0. 195	0.970	1. 314	0. 133
98千円	0.492	0.864	0. 140	0. 296	0.433	0. 235
104	0. 331	0. 709	0. 206	0. 236	0. 429	0. 171
110	0. 315	0.678	0. 196	0. 213	0. 188	0. 219
118	0.334	0.726	0. 193	0. 280	0.621	0. 216
126	0. 291	0.648	0. 190	0. 132	0. 276	0. 111
134	0. 297	0. 639	0. 190	0. 175	0.366	0. 142
142	0. 281	0. 594	0. 179	0. 209	0. 296	0. 189
150	0.372	0.759	0. 174	0. 217	0. 447	0. 169
160	0.314	0.611	0. 176	0. 159	0. 293	0. 111
170	0.328	0.613	0. 175	0. 212	0. 437	0. 130
180	0.361	0.634	0. 178	0.218	0.410	0. 128
190	0.366	0.625	0. 177	0. 178	0. 287	0. 118
200	0.470	0.763	0. 168	0. 226	0. 422	0.099
220	0.510	0.763	0. 188	0. 197	0.339	0.087
240	0.638	0.891	0. 196	0.302	0.501	0.079
260	0.789	1.035	0.210	0.393	0. 577	0.116
280	0.972	1. 202	0. 221	0. 474	0.660	0. 125
300	1.049	1. 292	0. 227	0.661	0.870	0. 132
320	1. 201	1.414	0. 266	0.687	0.878	0.119
340	1.330	1.536	0. 280	0.909	1. 100	0. 148
360	1. 406	1.619	0. 269	1. 133	1. 324	0. 164
380	1.532	1.718	0.310	1. 233	1.380	0. 216
410	1. 536	1.741	0. 262	1. 327	1. 481	0. 123
440	1.657	1.840	0.303	1. 527	1.667	0. 197
470	1.720	1.873	0.346	1.606	1. 739	0. 189
500	1. 521	1.749	0. 234	1. 655	1.772	0. 253
530	1.742	1.875	0. 331	1. 727	1.818	0.406
560	1. 690	1.852	0. 240	1. 911	1. 973	0. 387
590	1. 493	1. 706	0. 198	1. 908	1. 981	0. 179
620	1. 651	1. 799	0. 242	1. 920	1. 995	0. 280
650	1. 599	1. 764	0. 223	2. 021	2. 095	0. 125
680	1. 632	1. 769	0. 278	2. 015	2. 091	0. 214
710	1. 424	1.651	0. 178	2.046	2. 119	0. 100
750	1.518	1.689	0. 188	2.066	2. 160	0.308
790	1. 333	1. 558	0. 140	1. 768	1. 853	0. 200
830	1. 540	1. 702	0. 230	2.006	2. 085	0.000
880	1. 453	1. 624	0. 174	1. 923	2. 094	0. 357
930	1. 539	1.688	0. 264	2. 031	2. 152	0. 167
980	1. 416	1. 584	0. 218	1. 725	1. 829	0. 152

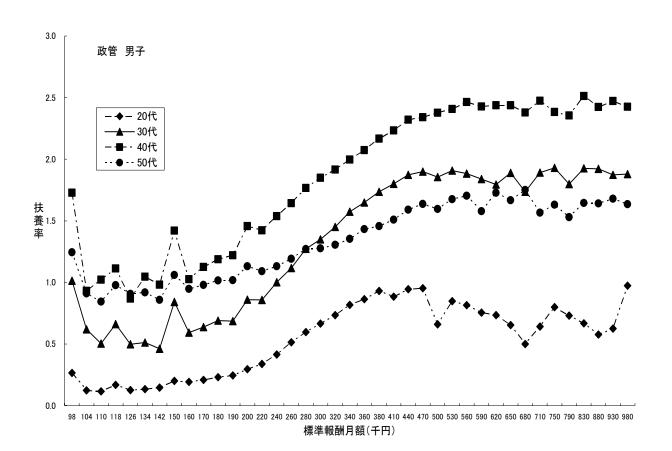
# 図3 標準報酬月額別扶養率 (平成18年10月1日現在)





次に、政管の男子について、標準報酬月額別扶養率を年代別に示したものが図4である。 各年代とも標準報酬月額47万円前後にかけては標準報酬月額の上昇につれて扶養率も増加 する傾向にあるが、それ以降は概ね横ばいである。最も扶養率の高い年代は40歳台であり、 その中でも標準報酬月額83万円の2.512が最も高く、次いで標準報酬月額71万円の2.473と なっている。40歳台では標準報酬月額の上昇に伴う扶養率の増加の度合は大きくなってお り、また30歳台でも同様の大きな増加が見られる。一方で、20歳台及び50歳台については、 増加の度合はなだらかなものになっている。

図4 年代別、標準報酬月額別扶養率(平成18年10月1日現在、政管-男)



### 6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額の12ヶ月分と標準賞与額とを加算して総報酬額を算出し、1,000万円未満を50万円単位、1,000万円以上を100万円単位にて階級を作成のうえ、扶養率を示したものが表8である。男子についてみてみると、政管、組合とも総報酬額の上昇につれて扶養率も概ね増加する傾向にあり、最も高いのは政管で14,000千円以上15,000千円未満の2.124、組合で15,000千円以上の2.240となっている。また、8,500千円未満の階級においては、政管の方が組合よりも扶養率は高くなっている。

女子も男子と同様、総報酬額の上昇とともに扶養率も概ね増加傾向にあるが、増加の度合はなだらかである。

表8 総報酬額階級別扶養率(平成18年10月1日現在)

	X O 心		1/1X 1 (1/9)	以10年10月1日現江			
総報酬額階級		政 管			組合		
	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	
総数	0.839	1. 228	0. 195	0.970	1. 314	0. 133	
千円							
$\sim$ 1,499	0.417	0.813	0.172	0. 262	0. 367	0. 233	
$1,500 \sim 1,999$	0.331	0.674	0. 182	0. 168	0. 295	0.139	
$2,000 \sim 2,499$	0.405	0.704	0. 174	0. 223	0.409	0. 133	
$2,500 \sim 2,999$	0.503	0. 787	0. 180	0. 254	0.471	0.082	
$3,000 \sim 3,499$	0.715	0. 999	0. 191	0.393	0.617	0.118	
$3,500 \sim 3,999$	0.853	1. 128	0. 199	0.415	0.610	0.098	
4,000 ~ 4,499	1.061	1.318	0. 234	0.580	0.789	0. 103	
$4,500 \sim 4,999$	1. 243	1.495	0. 242	0.809	1.012	0. 157	
$5,000 \sim 5,499$	1.411	1.650	0. 287	0. 985	1. 177	0.149	
$5,500 \sim 5,999$	1.544	1.764	0.319	1. 197	1. 389	0. 153	
$6,000 \sim 6,499$	1.536	1.765	0. 267	1.404	1.549	0. 184	
$6,500 \sim 6,999$	1.684	1.874	0.336	1.535	1.685	0. 175	
$7,000 \sim 7,499$	1.615	1.821	0. 282	1.584	1. 728	0. 157	
$7,500 \sim 7,999$	1.753	1. 925	0.340	1.578	1.698	0. 182	
8,000 ~ 8,499	1.771	1. 921	0.343	1.682	1.818	0.382	
$8,500 \sim 8,999$	1. 599	1. 791	0. 251	1.809	1.895	0. 256	
$9,000 \sim 9,499$	1.510	1. 707	0. 207	1. 940	1. 986	0.500	
$9,500 \sim 9,999$	1.662	1.820	0. 196	1. 921	2.014	0.071	
$10,000 \sim 10,999$	1.616	1.768	0. 192	1. 953	2. 020	0.323	
$11,000 \sim 11,999$	1. 392	1. 564	0. 213	1. 989	2.059	0. 194	
$12,000 \sim 12,999$	1.640	1. 767	0. 244	1. 976	2.058	0. 143	
$13,000 \sim 13,999$	1. 576	1.682	0. 299	1. 993	2. 108	0. 167	
$14,000 \sim 14,999$	1.978	2. 124	0.304	2. 103	2. 125	0.000	
15,000 ~	1.867	1. 969	0.396	2. 147	2. 240	0.429	

#### 7. 年齡階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9-1及び図5である。 男子では山型をなしており、ピークは政管が45歳以上50歳未満の378,613円、組合が50歳以上55歳未満の530,641円であり、20歳未満の平均標準報酬月額に対して、政管は約2.12倍、組合は約2.77倍となっている。政管は45歳、組合は50歳までの平均標準報酬月額は急激に増加するが、その後は緩やかとなり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少している。女子の平均標準報酬月額は、政管では、15万円~22万円台にあり、年齢との相関は低い。組合では、16万円~29万円台にあり、やはり年齢との相関は低い。

次に政管と組合との標準報酬格差、すなわち組合の政管に対する比率は、男子では50歳以上55歳未満の階級が最も大きく約1.40倍の開きがあり、平均では約1.30倍となっており、女子では40歳以上45歳未満の階級が最も大きく約1.23倍の開きとなり、平均では約1.17倍となっている。

平成18年の平均標準報酬月額の伸び(表 9-2)をみると、政管の男子は0.29%減、女子は0.09%減、組合の男子は0.14%増、女子は0.16%増となっている。この伸びを要因別に分解すると、ベースアップ率の影響で、政管の男子は0.44%減、女子は0.18%減、組合の男子は0.16%増、女子は0.06%減となり、それ以外の影響で、政管の男子は0.15%増、女子は0.08%増、組合の男子は0.02%減、女子は0.22%増となっている。

なお、ベースアップ率とは、年齢階級別の被保険者数を平成17年の調査客体数で固定し、 標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

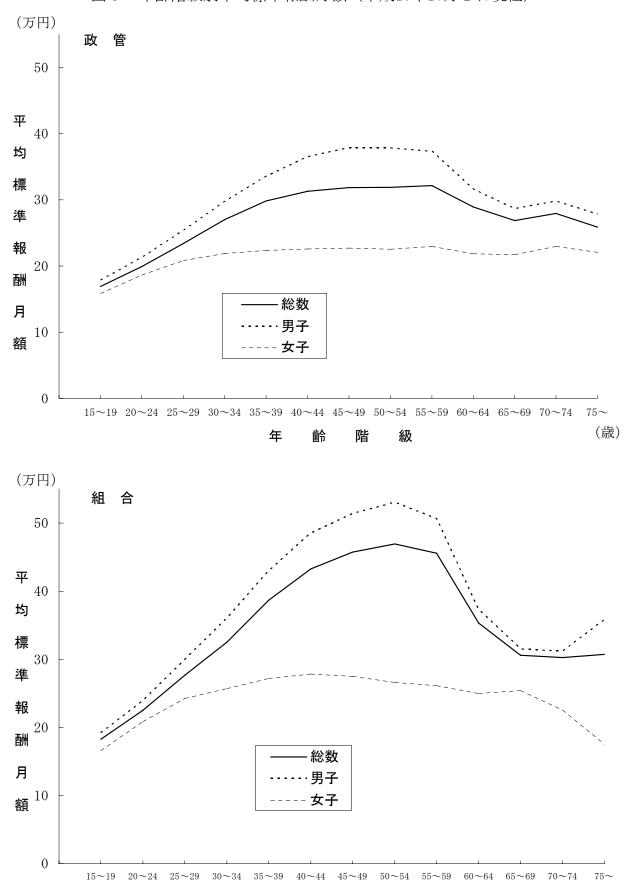
年齢階級	(	D 政 管	i i	(2	2) 組 台	Ĭ	比率 (②/①)		
一种时间水	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	円	円	円	円	円	円			
総数	284, 074	324, 452	217, 170	372, 993	421, 984	253, 791	1.313	1. 301	1. 169
15~19歳	168, 948	178, 386	158, 411	182, 453	191, 736	165, 682	1.080	1.075	1.046
20~24	198, 981	212, 956	186, 194	224, 889	238, 858	208, 456	1. 130	1. 122	1. 120
25~29	233, 938	253, 362	208, 134	276, 577	299, 384	242, 538	1. 182	1. 182	1. 165
30~34	269, 835	297, 137	218, 884	325, 026	360, 488	257, 019	1. 205	1. 213	1. 174
35~39	298, 097	335, 337	223, 618	386, 645	429, 545	271, 636	1. 297	1. 281	1. 215
40~44	312, 841	364, 910	225, 513	432, 433	485, 156	278, 233	1.382	1. 330	1. 234
45~49	318, 486	378, 613	227, 139	457, 401	513, 766	274, 601	1. 436	1. 357	1. 209
50~54	318, 681	378, 602	225, 392	469, 391	530, 641	265, 912	1.473	1. 402	1. 180
55~59	321, 440	373, 347	229, 440	455, 535	506, 464	261, 361	1. 417	1. 357	1. 139
60~64	289, 229	316, 108	218, 510	352, 882	372, 965	294, 684	1.220	1. 180	1. 143
65~69	268, 672	286, 479	217, 046	305, 760	315, 059	254, 086	1. 138	1. 100	1. 171
$70 \sim 74$	279, 171	297, 970	229, 621	302, 259	311, 663	225, 238	1.083	1.046	0. 981
75歳以上	258, 617	278, 640	220, 450	307, 296	358, 103	175, 200	1. 188	1. 285	0.795

表 9-1 年齢階級別平均標準報酬月額(平成18年10月1日現在)

表9-2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

			•		23 (     P+H-2-12			7 7 7 7 1			
	政  管						組合				
	1111   1304 - 1110   1304 - 111		伸び率	要因分	要因分解(%)		H18平均標準	伸び率	要因分解(%)		
			(%)	ベースアップ率	それ以外	報酬月額	報酬月額	(%)	ベースアップ率	それ以外	
総数	284, 972	284, 074	<b>▲</b> 0.32	<b>▲</b> 0. 47	0. 15	373, 019	372, 993	<b>▲</b> 0.01	▲0.18	0.17	
男子	325, 404	324, 452	<b>▲</b> 0. 29	▲0.44	0. 15	421, 414	421, 984	0.14	0. 16	<b>▲</b> 0.02	
女子	217, 372	217, 170	▲0.09	▲0.18	0.08	253, 384	253, 791	0.16	▲0.06	0.22	

図5 年齢階級別平均標準報酬月額(平成18年10月1日現在)



齢

年

階

級

(歳)

#### 8. 年齡階級別平均標準賞与額

平成17年10月1日から平成18年9月30日までに支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図6である。

年齢階級別の分布をみると、男子は政管、組合とも標準報酬月額と同様の山型の分布をなしており、ピークは政管が45歳以上50歳未満で606,975円、組合が50歳以上55歳未満で1,778,946円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、政管は約5.25倍、組合は約9.54倍となり、いずれも平均標準報酬月額の場合よりも格差が大きいが、組合の場合は特に差が大きくなっている。

女子の平均標準賞与額も男子とほぼ同様の分布をなしているが、男子と比べるとなだらかである。また、年齢の上昇に伴い男子との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40歳~50歳台では男子よりもかなり低い金額になっている。

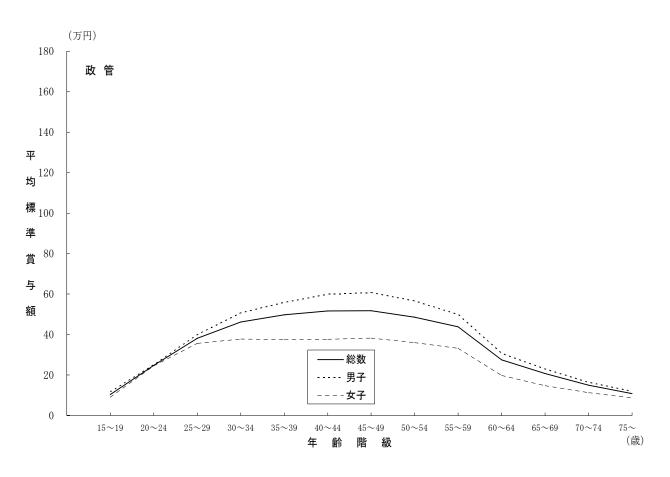
政管と組合との差をみると、組合の政管に対する比率は平均で男子が約2.69倍、女子が約1.59倍となっており、政管と組合との格差は平均標準報酬月額の格差と比べて大きくなっている。

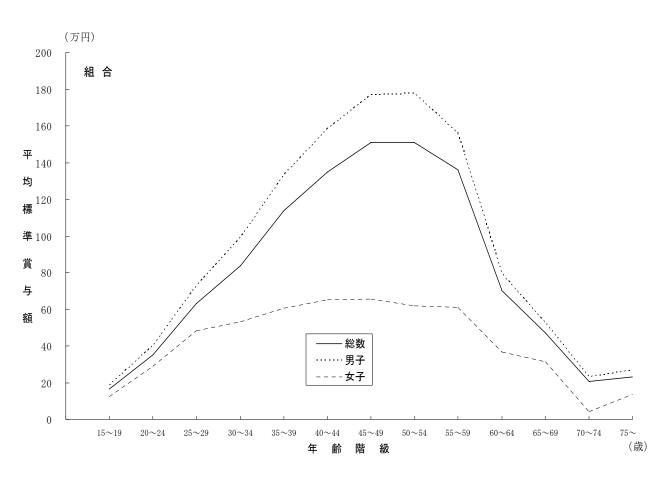
表10 年齢階級別平均標準賞与額(平成18年10月1日現在)

年齢階級	<u>(1</u>	) 政 智	<b>今</b>	2	2)組 台	<u>}</u>	比率	<b>E</b> (2)/(	D)
十四山月水	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	円	円	円	円	円	円			
総数	420, 305	474, 730	331, 509	1, 054, 451	1, 275, 314	528, 110	2.509	2. 686	1. 593
15~19歳	103, 442	115, 665	89, 786	164, 652	186, 403	125, 352	1. 592	1.612	1. 396
20~24	247, 828	250, 301	245, 561	349, 283	400, 656	288, 808	1. 409	1.601	1. 176
25~29	380, 768	398, 878	356, 593	629, 311	727, 367	480, 483	1. 653	1.824	1. 347
30~34	461, 653	506, 707	377, 288	836, 187	991, 651	532, 204	1.811	1. 957	1. 411
35~39	497, 659	558, 724	375, 564	1, 138, 279	1, 333, 723	606, 883	2. 287	2. 387	1. 616
40~44	515, 895	599, 178	376, 922	1, 348, 618	1, 584, 024	651, 030	2.614	2. 644	1. 727
45~49	517, 288	606, 975	382, 191	1, 507, 704	1, 768, 323	656, 447	2. 915	2. 913	1. 718
50~54	485, 116	565, 688	360, 589	1, 510, 141	1, 778, 946	616, 786	3. 113	3. 145	1. 710
55~59	438, 225	498, 940	331, 703	1, 360, 364	1, 559, 312	609, 595	3. 104	3. 125	1. 838
60~64	274, 780	306, 224	197, 278	700, 252	789, 897	368, 159	2. 548	2. 579	1. 866
65~69	206, 769	230, 105	147, 054	471, 672	522, 106	313, 644	2. 281	2. 269	2. 133
70~74	148, 783	163, 926	112, 879	205, 188	229, 800	41, 111	1. 379	1. 402	0. 364
75歳以上	107, 340	119, 016	86, 110	229, 392	267, 750	137, 333	2. 137	2. 250	1. 595

<sup>※</sup>平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出。

図6 年齢階級別平均標準賞与額(平成18年10月1日現在)





また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図7である。 年齢階級別総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、政 管は約1.48ヶ月分、組合は約2.83ヶ月分となっている。

平均標準報酬月額、平均標準賞与額の総数における比率をみると、政管、組合ともに山型をなしており、ピークは政管が30歳以上35歳未満の約1.71倍、組合が45歳以上50歳未満の約3.30倍となっている。その後は年齢の上昇とともに減少し、政管は60歳以上、組合は70歳以上になると平均標準賞与額が平均標準報酬月額を下回っている。

次に男女別でみると、男女ともに政管は30歳以上35歳未満、組合は45歳以上50歳未満が ピークであり、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比率は、政管男子が約1.71倍、組合 男子が約3.44倍、政管女子が約1.72倍、組合女子が約2.39倍となっている。

また図7をみると、政管においては各年齢階級において概ね男子より女子の方が平均標準賞与額の平均標準報酬月額との比率は高くなっているが、組合においては男子の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較(平成18年10月1日現在)

#### (1)政管

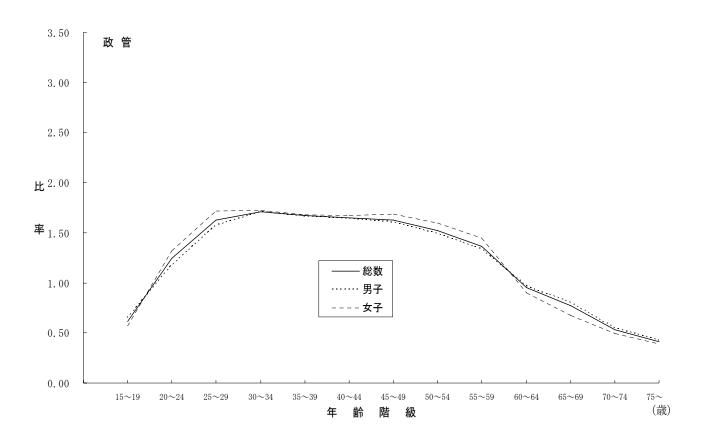
年齢階級	① <del>1</del>	<sup>Z</sup> 均標準報酬月	月額	2	平均標準賞与	·額	比率 (②/①)		
十四时间放	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	円	円	円	円	円	円			
総数	284, 074	324, 452	217, 170	420, 305	474, 730	331, 509	1.480	1.463	1.527
15~19歳	168, 948	178, 386	158, 411	103, 442	115, 665	89, 786	0.612	0.648	0.567
20~24	198, 981	212, 956	186, 194	247, 828	250, 301	245, 561	1. 246	1. 175	1.319
25~29	233, 938	253, 362	208, 134	380, 768	398, 878	356, 593	1.628	1.574	1.713
30~34	269, 835	297, 137	218, 884	461,653	506, 707	377, 288	1.711	1.705	1.724
35~39	298, 097	335, 337	223, 618	497, 659	558, 724	375, 564	1.670	1.666	1.680
40~44	312, 841	364, 910	225, 513	515, 895	599, 178	376, 922	1.649	1.642	1.671
45~49	318, 486	378, 613	227, 139	517, 288	606, 975	382, 191	1.624	1.603	1.683
50~54	318, 681	378, 602	225, 392	485, 116	565, 688	360, 589	1.522	1.494	1.600
55~59	321, 440	373, 347	229, 440	438, 225	498, 940	331, 703	1. 363	1. 336	1.446
60~64	289, 229	316, 108	218, 510	274, 780	306, 224	197, 278	0.950	0.969	0.903
65~69	268, 672	286, 479	217, 046	206, 769	230, 105	147, 054	0.770	0.803	0.678
$70 \sim 74$	279, 171	297, 970	229, 621	148, 783	163, 926	112, 879	0.533	0.550	0.492
75歳以上	258, 617	278, 640	220, 450	107, 340	119, 016	86, 110	0.415	0.427	0.391

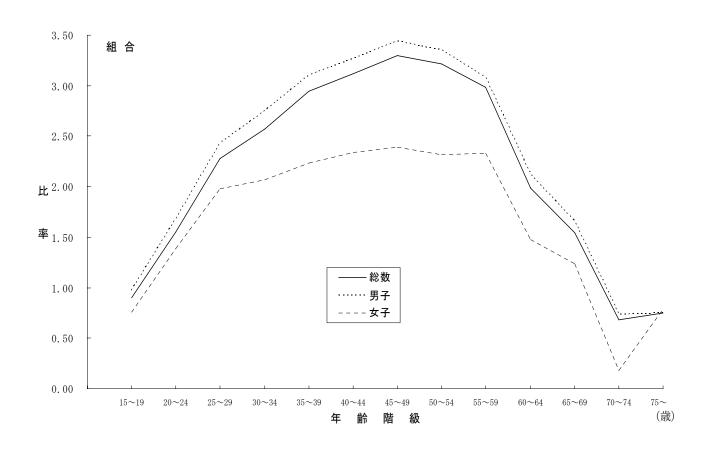
### (2)組合

年齢階級	① 4	5均標準報酬)	月額	2	平均標準賞与	額	比	率 (2/1	))
一面印度加久	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	円	円	円	円	円	円			
総数	372, 993	421, 984	253, 791	1, 054, 451	1, 275, 314	528, 110	2.827	3.022	2.081
15~19歳	182, 453	191, 736	165, 682	164, 652	186, 403	125, 352	0.902	0.972	0.757
20~24	224, 889	238, 858	208, 456	349, 283	400, 656	288, 808	1.553	1.677	1.386
25~29	276, 577	299, 384	242, 538	629, 311	727, 367	480, 483	2. 275	2.430	1.981
30~34	325, 026	360, 488	257, 019	836, 187	991, 651	532, 204	2.573	2.751	2.071
35~39	386, 645	429,545	271,636	1, 138, 279	1, 333, 723	606, 883	2.944	3. 105	2. 234
40~44	432, 433	485, 156	278, 233	1, 348, 618	1, 584, 024	651, 030	3. 119	3. 265	2.340
$45 \sim 49$	457, 401	513, 766	274, 601	1, 507, 704	1, 768, 323	656, 447	3. 296	3. 442	2. 391
$50 \sim 54$	469, 391	530, 641	265, 912	1, 510, 141	1, 778, 946	616, 786	3. 217	3. 352	2.320
55~59	455, 535	506, 464	261, 361	1, 360, 364	1, 559, 312	609, 595	2.986	3. 079	2. 332
60~64	352, 882	372, 965	294, 684	700, 252	789, 897	368, 159	1.984	2. 118	1. 475
65~69	305, 760	315, 059	254, 086	471,672	522, 106	313, 644	1.543	1.657	1. 234
$70 \sim 74$	302, 259	311, 663	225, 238	205, 188	229, 800	41, 111	0.679	0.737	0. 183
75歳以上	307, 296	358, 103	175, 200	229, 392	267, 750	137, 333	0.747	0.748	0.784

<sup>※</sup>平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出。

# 図7. 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較(平成18年10月1日現在)





#### 9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12-1及び図8である。

年齢階級別の分布をみると、男子は政管、組合ともに標準報酬月額と同様の山型の分布をなしており、ピークとなる年齢階級は政管が45歳以上50歳未満の5,140,530円、組合が50歳以上55歳未満の8,123,899円となっている。女子の平均総報酬額は、政管は30歳以上60歳未満、組合は35歳以上60歳未満について、年齢階級による格差があまりみられない。

組合の政管に対する比率をみてみると、男子は50歳以上55歳未満の階級が最も格差が大きく約1.59倍の開きがあり、女子については40歳以上45歳未満の約1.29倍となっている。

また、総数における格差は、平均で男子が約1.44倍、女子が約1.21倍となっており、平均標準賞与額よりも平均標準報酬月額に近い比率となっている。

平成18年の平均総報酬額の伸び率(表12-2)をみると、政管の男子は0.34%減、女子は0.33%減、組合の男子は0.29%増、女子は0.25%減となっている。この伸びを要因別に分解すると、ベースアップ率の影響で、政管の男子は0.49%減、女子は0.42%減、組合の男子は0.33%増、女子は0.53%減となり、それ以外の影響で、政管の男子は0.14%増、女子は0.09%増、組合の男子は0.04%減、女子は0.28%増となっている。

なお、ベースアップ率とは、年齢階級別の被保険者数を平成17年の調査客体数で固定し、 総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

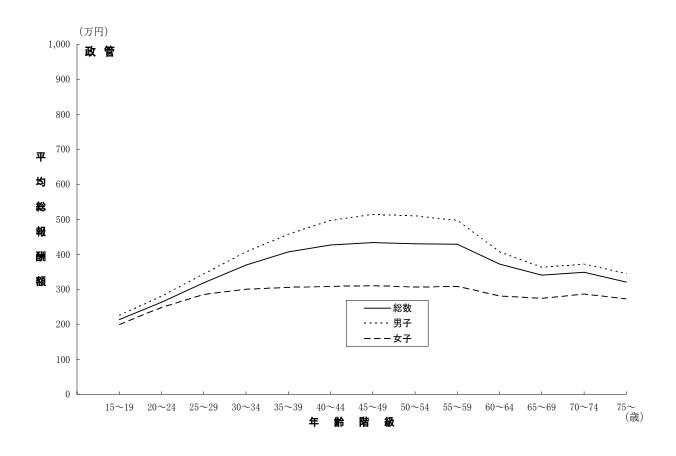
年齢階級	(	① 政 管	<del>-</del>	(	2 組 合	`	比率 (②/①)		
十一国门自州汉	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	円	円	円	円	円	円			
総数	3, 819, 238	4, 354, 219	2, 932, 824	5, 489, 584	6, 282, 355	3, 560, 684	1.437	1. 443	1. 214
15~19歳	2, 130, 634	2, 256, 141	1, 990, 521	2, 354, 093	2, 487, 233	2, 113, 534	1. 105	1. 102	1.062
20~24	2, 634, 193	2, 804, 608	2, 478, 264	3, 046, 443	3, 265, 355	2, 788, 924	1. 156	1. 164	1. 125
25~29	3, 184, 299	3, 436, 138	2, 849, 746	3, 941, 258	4, 316, 750	3, 380, 840	1. 238	1. 256	1. 186
30~34	3, 694, 296	4, 067, 027	2, 998, 682	4, 728, 514	5, 314, 559	3, 604, 642	1. 280	1. 307	1. 202
35~39	4, 068, 451	4, 575, 567	3, 054, 234	5, 767, 685	6, 481, 198	3, 854, 851	1.418	1. 416	1. 262
40~44	4, 263, 710	4, 969, 682	3, 079, 668	6, 525, 828	7, 397, 035	3, 977, 761	1. 531	1. 488	1. 292
45~49	4, 332, 506	5, 140, 530	3, 104, 922	6, 981, 956	7, 919, 360	3, 941, 795	1.612	1. 541	1. 270
50~54	4, 302, 575	5, 099, 498	3, 061, 882	7, 123, 393	8, 123, 899	3, 799, 605	1.656	1. 593	1. 241
55~59	4, 286, 711	4, 967, 299	3, 080, 441	6, 789, 486	7, 590, 892	3, 734, 049	1.584	1. 528	1. 212
60~64	3, 719, 010	4, 064, 916	2, 808, 915	4, 686, 504	4, 955, 103	3, 306, 239	1. 260	1. 219	1. 177
65~69	3, 400, 794	3, 627, 931	2, 742, 263	3, 860, 259	3, 969, 956	3, 250, 657	1. 135	1. 094	1. 185
$70 \sim 74$	3, 482, 974	3, 717, 738	2, 864, 216	3, 700, 466	3, 820, 116	2, 720, 476	1.062	1. 028	0.950
75歳以上	3, 204, 266	3, 453, 689	2, 728, 843	3, 904, 204	4, 544, 385	2, 239, 733	1. 218	1. 316	0.821

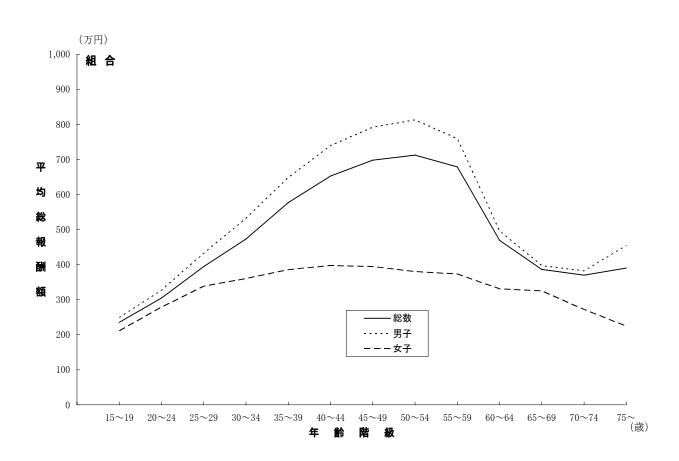
表12-1 年齢階級別平均総報酬額(平成18年10月1日現在)

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

					THE THE STREET		- > \ _ > \	• •			
	政管						組合				
	H17平均総報酬額 H18平均総報酬額		伸び率	要因分解(%)		H17平均総報酬額	U10亚长公知副妇	伸び率	要因分	解(%)	
	H17平均松钟酮領 H18平均松羊	1110-1-20%以中区自川市民	(%)		それ以外	1111 十一岁小心中以自川有民	1110十一一分小心中风间间积	(%)	ベースアップ率	それ以外	
総数	3, 835, 240	3, 819, 238	<b>▲</b> 0.42	<b>▲</b> 0. 57	0.16	5, 488, 121	5, 489, 584	0.03	<b>▲</b> 0. 16	0. 19	
男子	4, 369, 248	4, 354, 219	<b>▲</b> 0.34	<b>▲</b> 0.49	0.14	6, 264, 160	6, 282, 355	0. 29	0. 33	<b>▲</b> 0.04	
女子	2, 942, 414	2, 932, 824	<b>▲</b> 0.33	<b>▲</b> 0. 42	0.09	3, 569, 706	3, 560, 684	<b>▲</b> 0. 25	<b>▲</b> 0. 53	0.28	

図8. 年齢階級別平均総報酬額(平成18年10月1日現在)





#### 10、被保険者の年齢階級別標準賞与額0円の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したのが表13である。平成18年の総数でみると、政管は0.332、組合は0.169となっており、政管の方が組合よりも割合が高くなっている。

次に男女別でみると、男子については政管、組合ともに年齢の上昇につれて、いったん割合は減少したのち再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は政管が30歳以上35歳未満で0.255、組合が45歳以上50歳未満で0.083となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、政管、組合ともに75歳以上であり、それぞれ0.790、0.744となっている。女子についても男子と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は、政管が25歳以上30歳未満で0.292、組合が55歳以上60歳未満で0.168となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、政管、組合ともに75歳以上であり、それぞれ0.851、0.800となっている。

表13 被保険者の年齢階級別標準賞与額0円の割合(平成18年10月1日現在)

年齢階級		政 管			組合	
一一一一一一一一	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子
総数	0. 332	0. 328	0.338	0. 169	0. 120	0. 287
15~19歳	0. 361	0. 335	0.390	0. 231	0. 182	0.318
20~24	0.322	0. 322	0. 323	0. 268	0. 209	0.337
25~29	0. 280	0. 271	0. 292	0. 223	0. 152	0.330
30~34	0. 270	0. 255	0. 298	0. 190	0.119	0. 325
35~39	0. 286	0. 272	0.314	0. 149	0.091	0.304
40~44	0.303	0. 294	0.319	0. 138	0.088	0. 281
45~49	0.311	0.310	0.313	0. 119	0.083	0. 238
50~54	0. 333	0. 337	0. 327	0. 110	0.089	0. 179
55~59	0.360	0. 365	0.352	0. 133	0. 123	0. 168
60~64	0. 434	0. 428	0. 452	0. 195	0. 195	0. 196
65~69	0. 504	0. 485	0. 559	0. 170	0. 159	0. 229
70~74	0.663	0.634	0. 737	0. 238	0. 233	0. 286
75歳以上	0.811	0.790	0.851	0.759	0.744	0.800

※標準賞与額0円の割合については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出。

### 11. 年齡階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間(資格取得後平成18年10月1日までの期間)が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したのが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、総数で政管20.2%、組合16.8%となっている。年齢階級別では、学卒者の新規加入の影響により25歳未満に1年未満の被保険者が多く、特に20歳未満では、政管・組合ともに7割を超えている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成(平成18年10月1日現在)

						(-12:70)
年齢階級		政 管			組合	
十一国口户自办汉	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	20. 2	79.8	100.0	16.8	83. 2
15~19歳	100.0	76. 1	23. 9	100.0	75. 3	24. 7
20~24	100.0	43. 7	<b>56.</b> 3	100.0	45.0	55. 0
25~29	100.0	27. 3	72. 7	100.0	23. 5	76. 5
30~34	100.0	20. 5	79. 5	100.0	16. 6	83. 4
35~39	100.0	18. 2	81.8	100.0	13. 2	86.8
40~44	100.0	16. 7	83. 3	100.0	12. 2	87.8
45~49	100.0	14.8	85. 2	100.0	9.8	90. 2
50~54	100.0	13. 5	86. 5	100.0	9. 5	90. 5
55~59	100.0	12. 5	87. 5	100.0	9. 2	90.8
60~64	100.0	19. 9	80. 1	100.0	17. 1	82. 9
65~69	100.0	15. 7	84. 3	100.0	5. 7	94. 3
70~74	100.0	10.0	90.0	100.0	2. 6	97. 4
75歳以上	100.0	5. 6	94. 4	100.0	9. 3	90.7

次に被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したのが表15である。 平均標準報酬月額の被保険者期間による差は、総数をみると組合の方が若干大きい。また、年齢階級別に被保険者期間格差をみると、政管30歳未満、組合25歳未満における比率は比較的小さくなっているが、それ以上になると比率が大きくなっており、政管は70歳以上75歳未満、組合は75歳以上の階級の比率が最大となっている。また、50歳以上では、組合よりも政管の方が概ね比率が大きい傾向にある。

表15 年齡階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額(平成18年10月1日現在)

		政 管			組合	
年齢階級	1年未満	1年以上	比 率	1年未満	1年以上	比 率
	1	2	2/1	3	4	4/3
	円	円		円	円	
総数	226, 473	298, 684	1. 319	275, 815	392, 588	1.423
15~19歳	164, 399	183, 401	1. 116	178, 366	194, 918	1.093
20~24	189, 330	206, 469	1.091	210, 239	236, 896	1. 127
25~29	215, 634	240,820	1. 117	242, 484	287, 060	1. 184
30~34	237, 606	278, 158	1. 171	277, 580	334, 495	1. 205
35~39	249, 398	308, 961	1. 239	298, 505	400,060	1.340
40~44	249, 766	325, 507	1. 303	336, 873	445, 744	1. 323
45~49	247, 214	330, 890	1. 338	325, 789	471,680	1.448
50~54	246, 277	329, 953	1. 340	361, 879	480, 702	1.328
55~59	250, 873	331, 494	1. 321	380, 622	463, 144	1. 217
60~64	229, 184	304, 192	1. 327	307, 073	362, 363	1. 180
65~69	211, 291	279, 363	1. 322	281, 308	307, 229	1.092
70~74	209, 007	287, 009	1. 373	405, 200	299, 521	0.739
75歳以上	209, 953	261, 526	1. 246	214, 800	316, 735	1.475

#### 12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表16である。

業態の大分類による被保険者総数に占める割合を高い順にみると、政管、組合ともに製造業、卸売・小売業、サービス業の順であり、それぞれ製造業が21.5%と34.0%(うち機械器具が15.5%)、卸売・小売業が16.2%と13.8%、サービス業が16.1%と13.0%となっている。

扶養率の高い業態は、政管では鉱業の1.288、建設業の1.217であり、組合では電気・ガス・水道業の1.513、建設業の1.352となっている。逆に低い業態は、政管では公務の0.323、組合では飲食店・宿泊業の0.516である。

平均標準報酬月額の高い業態は、政管では情報通信業の331,193円で、組合では電気・ガス・水道業の505,701円となっている。逆に低い業態は、政管では公務の179,020円、組合では飲食店・宿泊業の276,062円であり、高低の格差の比率は政管約1.85倍、組合約1.83倍となっている。

また、平均標準賞与額の高い業態は、政管では金融・保険業の613,328円で、組合では電気・ガス・水道業の1,941,467円となっている。逆に低い業態は、政管では公務の151,380円、組合では飲食店・宿泊業の384,750円であり、高低の格差の比率は政管約4.05倍、組合約5.05倍となっている。

表16 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額(平成18年10月1日現在)

			政 管				組合	
業態別	構成	44 * 本	平均標準	平均標準	構成	计关本	平均標準	平均標準
	割合	扶養率	報酬月額	賞 与 額	割合	扶養率	報酬月額	賞 与 額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	0.839	284, 074	420, 305	100.0	0.970	372, 993	1, 054, 451
農林水産業	0.7	1.016	262, 754	358, 103	0.2	1. 296	336, 370	994, 981
鉱業	0.2	1. 284	313, 544	411, 166	0.0	1.000	297, 500	781, 875
建設業	9.9	1. 217	318, 786	321, 227	2.6	1.352	420, 429	1, 137, 124
製造業	21. 5	0.903	293, 018	494, 841	34.0	1. 122	394, 393	1, 296, 779
食料品	3.6	0.743	251,622	381, 149	1. 9	0.986	341, 205	1, 017, 569
繊維工業・繊維製品	1.4	0.660	237, 319	265, 072	0.8	0.674	303, 296	616, 465
木材・木製品	0.9	0.991	270, 086	295, 173	0.2	1. 169	320, 492	718, 154
化学工業	2.4	0.981	306, 739	583, 658	5.0	1. 167	410, 988	1, 524, 231
金属工業	2.8	1.019	320, 908	546, 322	2.2	1. 128	384, 300	1, 345, 603
機械器具	7.0	0.942	308, 151	593, 040	15.5	1. 172	408, 273	1, 383, 184
その他	3.3	0.917	302, 606	458, 151	8.4	1.070	383, 580	1, 127, 554
卸売・小売業	16. 2	0.854	289, 914	411,880	13.8	0.804	328, 315	802, 256
金融・保険業	0.9	0.976	323, 840	613, 328	7.7	0.978	409, 128	1, 306, 393
不動産業	1.6	0.805	308, 760	365, 728	1.0	0.771	385, 089	861, 634
運輸業	6.7	1. 116	284, 248	281, 757	7.2	1. 198	382, 103	934, 941
情報通信業	2.3	0.762	331, 193	430, 692	7. 2	0.862	410, 325	842, 485
電気・ガス・水道業	0.5	1. 170	318, 291	599, 087	1.5	1.513	505, 701	1, 941, 467
飲食店・宿泊業	2.8	0.677	256, 184	209, 158	1.7	0.516	276, 062	384, 750
医療・福祉	13.4	0.456	265, 362	572, 329	2.8	0.591	359, 336	829, 248
教育・学習支援業	1.4	0.530	264, 429	408, 043	0.4	0.775	405, 267	1, 450, 308
複合サービス業	1.3	0.930	239, 902	558, 412	1.0	0.994	373, 297	1, 178, 863
サービス業	16. 1	0.778	281, 448	372, 111	13.0	0.701	325, 043	663, 163
公務	2.0	0.323	179, 020	151, 380	2.0	1.087	421, 773	1, 530, 630
任意継続分	2.4	1.016	220, 278	0	2.3	0.848	310, 195	0
特例退職分	•	•	•	•	1.6	0.934	255, 441	0

#### 13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数(規模)別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者構成割合が高い規模は、政管では規模 $100\sim299$ 人の17.2%であり、規模100人未満の割合は63.8%となっている。これに対し、組合では規模1,000人以上が47.5%と高く、規模100人以上の割合は83.4%となっており、政管と逆になっている。

規模別の扶養率は、政管は規模が大きくなるにつれ扶養率は概ね減少の傾向にあり、一方、組合ではほぼ横ばい状態となっているが、規模1,000人以上では1.026と特に高くなっている。

規模と平均標準報酬月額との関係をみると、政管ではすべての規模にわたってほぼ27万円~30万円台となっている。組合も政管同様すべての規模にわたってほぼ33万円~36万円台となっているが、規模1,000人以上のみ397,769円と他より高くなっている。

また、規模と平均標準賞与額との関係をみると、政管・組合ともに規模が大きくなるにつれ支給額も高くなっており、最も平均額の高い規模は、政管では500~999人の596,424円、組合では1,000人以上の1,260,566円となっている。

表17 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額 及び平均標準賞与額(平成18年10月1日現在)

	政						組合				
規 模 別	構成 割合	扶養率	平均標準 報酬月額	平均標準 賞 与 額	構成 割合	扶養率	平均標準 報酬月額	平均標準 賞 与 額			
	%		円	円	%		円	円			
総数	100.0	0.839	284, 074	420, 305	100.0	0. 970	372, 993	1, 054, 451			
1 ~ 4人	8. 1	0. 925	279, 806	154, 258	0.4	0. 933	338, 267	399, 358			
5 ~ 9	11.0	0.889	302, 443	263, 054	0.8	0. 927	360, 846	341, 817			
$10 \sim 19$	13. 5	0. 903	302, 748	343, 748	1.6	0. 968	367, 575	575, 532			
$20 \sim 29$	8. 1	0.882	294, 053	399, 230	1. 4	0. 901	367, 206	630, 493			
$30 \sim 49$	9. 9	0.868	287, 209	428, 225	2.6	0.868	355, 098	658, 836			
$50 \sim 99$	13. 2	0.817	276, 299	469, 961	5. 9	0.874	356, 477	765, 097			
$100 \sim 299$	17. 2	0.772	275, 103	528, 333	15. 1	0. 937	350, 323	856, 030			
$300 \sim 499$	5. 9	0. 755	279, 167	589, 491	8.7	0.898	348, 690	882, 916			
$500 \sim 999$	5. 3	0. 757	280, 986	596, 424	12. 1	0. 949	364, 055	1, 026, 584			
1,000人以上	5. 3	0. 686	269, 289	528, 146	47. 5	1. 026	397, 769	1, 260, 566			
任意継続分	2. 4	1. 016	220, 278	0	2.3	0.848	310, 195	0			
特例退職分		•	•	•	1.6	0. 934	255, 441	0			

※規模別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出。

### 14. 被保険者の推移について

## 1)被保険者の年齢構成について

被保険者の年齢構成の推移を折れ線で示したものが図9である。

これによると、政管、組合ともに64歳までの被保険者については同様の傾向となっており、15歳~29歳及び45歳~54歳の被保険者の割合が5年前よりも相対的に減少し、30歳~44歳及び55歳~64歳の被保険者の割合は相対的に概ね増加となっている。

65歳以降については、政管においては65歳~74歳の階級で相対的に減少、75歳以降では増加となっており、組合においては相対的に概ね増加している。

(%) 20 政管 18 16 14 ----13年 12 - 18年 成 10 割 合 6 4 2 0 (歳)

図 9 被保険者の年齢構成の推移(平成18年10月1日現在) 年齢構成 政管 男女計

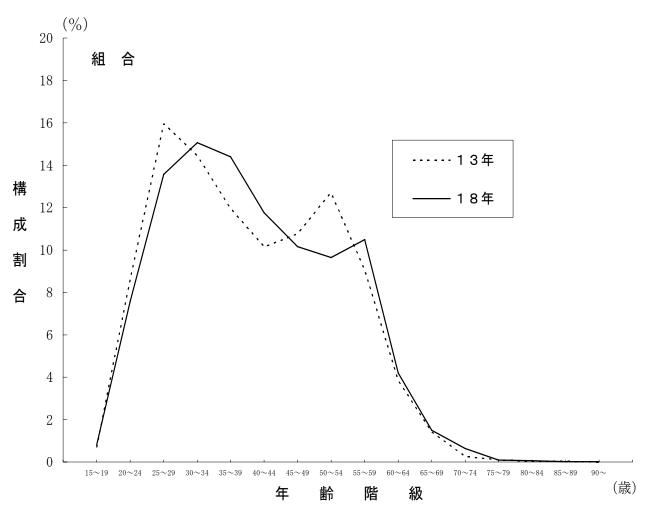
齢

年

階

級

年齢構成 組合 男女計



### 2) 被保険者の総人口に対する割合について

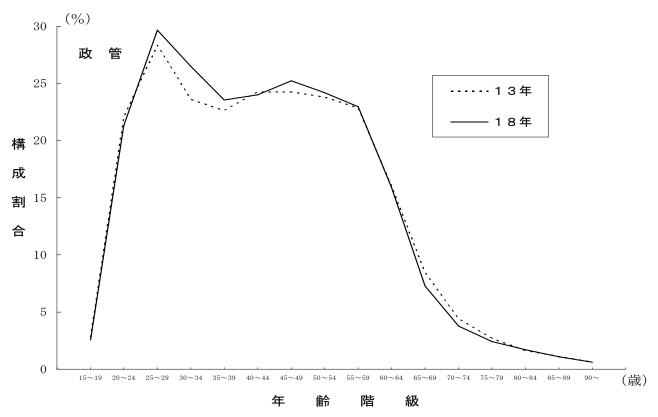
総人口に対する被保険者の割合を年齢階級別に示したものが図10である。

これによると、政管においては5年前よりも総人口に対する割合が15歳~24歳では減少、25歳~59歳では増加、60歳以上では概ね減少している。

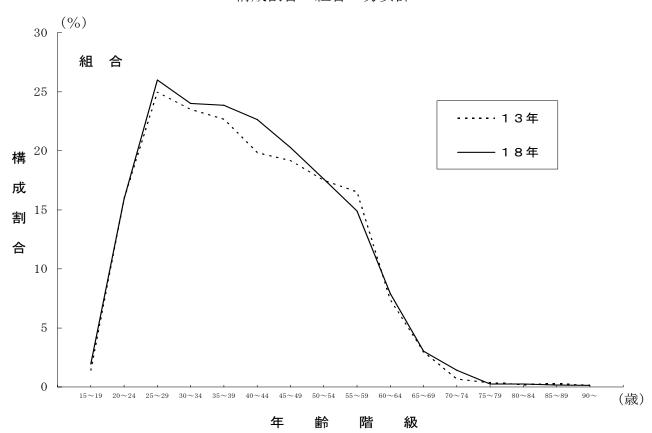
組合においては、15歳~24歳での割合は5年前よりも相対的に減少しているが、25~74歳では55歳~59歳を除き増加しており、75歳以上は概ね減少となっている。

# 図10 被保険者の総人口に対する割合の推移(平成18年10月1日現在)

# 構成割合 政管 男女計



構成割合 組合 男女計



### 15. 女性被保険者について

以下は、前記14における分析を女性に限定して行ったものである。

### 1)被保険者の年齢構成について

女性の被保険者の年齢構成を折れ線で示したものが図11である。

これによると、政管においては15歳~29歳及び45歳~54歳の被保険者の割合が5年前よりも相対的に減少している一方で、30歳~44歳及び55歳~59歳の階級においては相対的に増加している。組合においては、15歳~29歳及び45歳~54歳の階級において5年前よりも相対的に減少し、30歳~44歳及び55歳以上の被保険者の割合は相対的に概ね増加している。

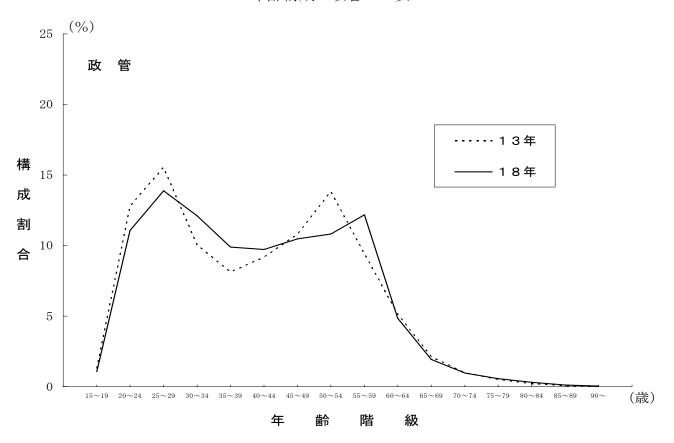
#### 2)被保険者の総人口に対する割合について

女性の総人口に対する、女性の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが図12である。

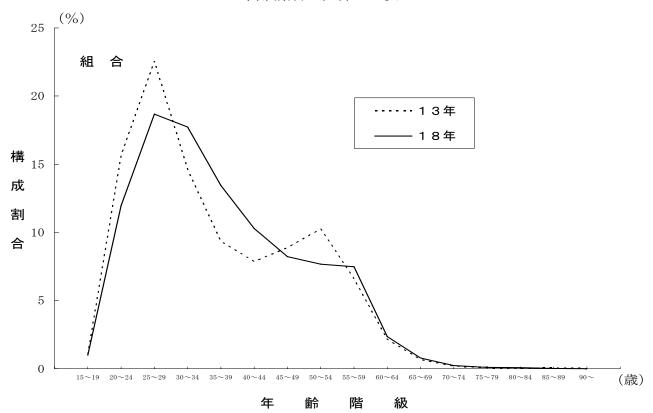
これによると、政管は15歳~24歳及び60歳以上、組合は15歳~24歳及び55歳以上の階級においては5年前よりも相対的に割合は概ね減少しているが、政管25歳~59歳、組合25歳~54歳の階級においては5年前よりも相対的に概ね増加している。

# 図11 女性被保険者の年齢構成の推移(平成18年10月1日現在)

# 年齢構成 政管 女

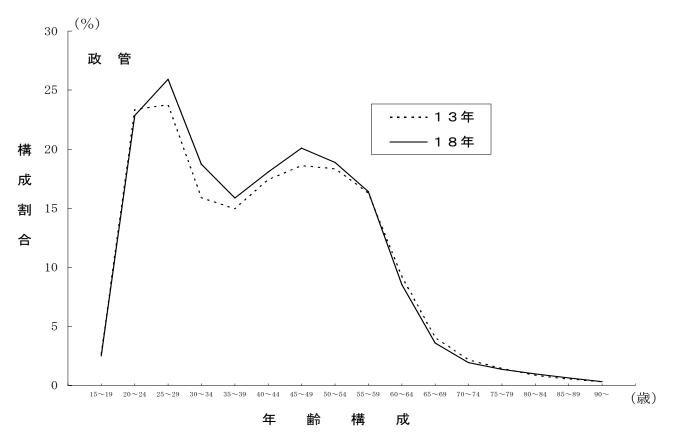


# 年齢構成 組合 女

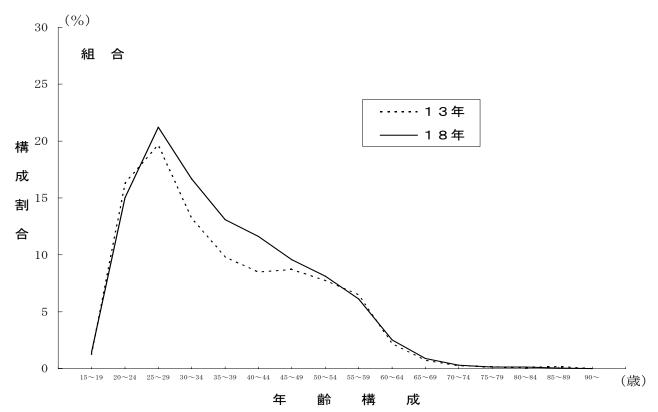


# 図12 女性被保険者の女子人口に対する割合の推移(平成18年10月1日現在)





構成割合 組合 女



### 16. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

#### 1) 子の場合

各年度の男子被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の変化及びその差を示したものが表18である。

出生率の減少に伴い、子の扶養率は年々減少している。その特徴を①20歳~30歳台、②40歳台以降の年齢階級別にコーホートでみると次のようになる。

#### ① 20歳台~30歳台

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。増加の幅をみると、政管・組合ともに25歳~29歳が最も大きくなっており、次いで30歳~34歳となっている。平成8年~平成13年と平成13年~平成18年を比べると、20歳台では政管、組合ともに扶養率の増加幅は減少となっており、政管は25歳~29歳、組合は20歳~24歳の方が減少幅が大きくなっている。

また、30歳台における扶養率の増加幅は、政管においては減少、組合においては30歳~34歳は増加、35歳~39歳は減少となっている。

### ② 40歳台以降

40歳台以降は、子の成長により扶養率は減少している。平成18年における扶養率のピークは、政管・組合ともに45歳~49歳となっており、ピーク時の扶養率は平成8年、平成13年、平成18年と年々減少している。

また、コーホートによる扶養率の変化幅は、政管、組合ともに40歳台では増加しているが、政管は80歳~84歳、組合は50歳~64歳で減少している。

表18 男子被保険者における子の扶養率(各年10月1日現在)

# (1)政管

年齢階級	扶 養 率			コーホートでみた扶養率の増減			
一一图印目初久	平成8年	13年	18年	8 ~ 1 3 <b>①</b>	13~182	差 ②一①	
総数	0. 746	0. 679	0.667	_	_	_	
15~19歳	0.008	0.018	0.014	0.088	0.083	-0.005	
20~24	0.077	0. 096	0. 100	0. 224	0. 215	-0.009	
25~29	0.334	0. 301	0. 311	0.403	0. 376	-0.028	
30~34	0.868	0. 737	0.677	0. 326	0. 283	-0.043	
35~39	1. 363	1. 193	1.020	0.081	0.079	-0.002	
40~44	1. 561	1. 444	1. 272	-0. 251	-0. 157	0.094	
45~49	1. 351	1. 310	1. 287	-0.580	-0.406	0. 174	
50~54	0. 797	0. 770	0. 904	-0. 483	-0.363	0. 120	
55~59	0. 336	0. 314	0. 407	-0. 197	-0. 141	0.056	
60~64	0. 132	0. 139	0. 173	-0.056	-0.045	0.012	
65~69	0.066	0.076	0.094	-0.017	-0.010	0.007	
70~74	0.048	0.049	0.066	-0.008	0.000	0.008	
75 <b>~</b> 79	0.042	0.040	0.049	-0.005	-0.001	0.005	
80~84	0.037	0. 037	0.039	-0.002	-0.003	-0.001	
85~89	0.052	0. 035	0.034	_	_	_	

<sup>(</sup>注) ①、②はそれぞれ平成8年、平成13年の当該年齢階級の被保険者のその後5年間における扶養率の増減を示したものである。

### (2)組合

	Н			_			
年齢階級		扶 養 率		コーホートでみた扶養率の増減			
一一面的自物文	平成8年	13年	18年	8~13 ①	13~18 ②	差 ②一①	
総数	0.833	0. 796	0. 747	_	_	_	
15~19歳	0.000	0.017	0.000	0.079	0.035	-0.045	
20~24	0.038	0.079	0.052	0. 171	0. 120	-0.051	
25~29	0. 199	0. 209	0. 199	0.436	0.410	-0.026	
30~34	0.771	0. 634	0. 618	0.374	0.388	0.014	
35~39	1. 327	1. 145	1.022	0. 155	0. 145	-0.011	
40~44	1.676	1. 483	1. 290	-0. 175	0.081	0.094	
45~49	1. 545	1. 501	1. 401	-0. 557	-0. 475	0.082	
50~54	0.951	0. 988	1. 026	-0.512	-0. 537	-0.025	
55~59	0.409	0. 439	0. 451	-0. 234	-0. 273	-0.039	
60~64	0. 157	0. 175	0. 166	-0.065	-0.082	-0.017	
65~69	0.076	0.092	0.093	-0.045	-0.034	0.011	
$70 \sim 74$	0.028	0. 031	0.058	-0.028	-0.031	-0.003	
75~79	0. 111	0.000	0.000	0.014	0.077	0.063	
80~84	0.071	0. 125	0.077	-0.071	-0. 125	-0.054	
85~89	0.000	0.000	0.000	_	_	_	

<sup>(</sup>注) ①、②はそれぞれ平成7年、平成13年の当該年齢階級の被保険者のその後5年間における扶養率の増減を示したものである。

#### 2) 配偶者の場合

各年度の男子被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の変化及びその差を示したものが表19である。

政管では、配偶者の扶養率は、平成8年は0.446、平成13年は0.435、平成18年には0.430 となっている。

いずれの年も25歳~39歳では結婚によって扶養率が急激に増加する傾向にある。また、 扶養率のピークも2度あり、平成18年では1度目は40歳~44歳に、2度目は65歳~69歳 に扶養率がピークを迎える。前者のピーク時の扶養率は、年を追うごとに減少する傾向 がある。

コーホートでみると、34歳までは扶養率が増加し、35歳以降一旦減少し、その後64歳 にかけて再び増加した後、減少している。

この変化の原因は、35歳以降の減少は、子育てが一段落した主婦が働きに出るため、 55歳前後の増加は、働きに出ていた配偶者が退職するため、65歳以降の減少は配偶者の 死亡によるものと考えられる。

組合では、配偶者の扶養率は、平成8年は0.535、平成13年は0.527、平成18年には0.498 となっている。

組合の扶養率については、いずれの年においても年齢の上昇とともに増加しており、 平成8年及び平成13年は65歳~69歳、平成18年は70歳~74歳でピークを迎えた後、減少 している。

コーホートでみると、政管と同様に35歳前後にかけて扶養率は増加し、それ以降一旦減少した後、65歳前後にかけて再び増加している。

表19 男子被保険者における配偶者の扶養率(各年10月1日現在)

# (1)政管

在松吡红	<b>生齢階級</b>			コーホートでみた扶養率の増減			
一一一一一	平成8年	13年	18年	8~13 ①	13~18 2	差 ②-①	
総数	0.446	0. 435	0. 430	_	_	_	
15~19歳	0.013	0.025	0.019	0.075	0.060	-0.015	
20~24	0.078	0. 088	0.084	0. 144	0. 123	-0.021	
25~29	0.254	0. 222	0. 211	0. 147	0. 147	0.000	
30~34	0.458	0. 401	0.369	0.036	0.053	0.017	
35~39	0.537	0. 495	0. 454	-0.038	-0.014	0.024	
40~44	0.521	0. 499	0.481	-0.040	-0.028	0.012	
45~49	0.496	0. 481	0.471	-0.007	-0.004	0.003	
50~54	0.505	0. 489	0.478	0.042	0.044	0.003	
55~59	0.544	0. 547	0.534	0.077	0.086	0.009	
60~64	0.619	0.620	0.633	0.035	0.035	0.000	
65~69	0.665	0.653	0.655	-0.049	-0.042	0.007	
$70 \sim 74$	0.634	0.615	0.611	-0.099	-0.069	0.030	
75~79	0. 546	0. 535	0. 546	-0.075	-0.066	0.009	
80~84	0.478	0. 471	0.469	-0.051	-0.007	0.044	
85~89	0.460	0. 428	0.464	_	_	_	

<sup>(</sup>注) ①、②はそれぞれ平成8年、平成13年の当該年齢階級の被保険者のその後5年間における扶養率の増減を示したものである。

### (2)組合

年齢階級		扶 養 率		コーホートでみた扶養率の増減			
十国山月州	平成8年	13年	18年	8~13 ①	13~18 2	差 ②-①	
総数	0. 535	0. 527	0. 498	_	_	_	
15~19歳	0.004	0.017	0.000	0.072	0.028	-0.045	
20~24	0.045	0.076	0.045	0. 152	0.090	-0.061	
25~29	0.201	0. 196	0. 167	0. 219	0. 177	-0.042	
30~34	0.493	0.420	0.374	0. 104	0. 109	0.005	
35~39	0.649	0. 597	0. 529	0.006	-0.006	-0.012	
40~44	0.694	0.656	0. 591	-0.036	-0.038	-0.002	
45~49	0.698	0.658	0.618	-0.036	-0.025	0.011	
50~54	0.693	0.662	0.633	0.017	0.019	0.002	
55~59	0.716	0.710	0.680	0.030	0.042	0.012	
60~64	0.764	0.746	0.752	0.007	0.036	0.028	
65~69	0.775	0.771	0. 781	-0.057	0.026	0.082	
70~74	0.732	0.719	0. 797	-0. 107	-0. 163	-0.056	
75~79	0.667	0.625	0. 556	0.083	0. 144	0.061	
80~84	0.643	0.750	0. 769	-0.043	-0.550	-0.507	
85~89	0.333	0.600	0. 200	_	_	_	

<sup>(</sup>注) ①、②はそれぞれ平成8年、平成13年の当該年齢階級の被保険者のその後5年間における扶養率の増減を示したものである。